

沖縄県指定チービシ鳥獣保護区
チービシ特別保護地区
指定計画書

平成24年11月1日

沖縄県

1 特別保護区の概要

(1) 特別保護区の名称

チービシ特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

沖縄県渡嘉敷村 慶伊瀬島（ナガンヌ島）の両端（西側 7.1ha と東側 11.4ha）看板設置地点より岸に両線を延長した区域でナガンヌ島の両端部にあたり、島東端部は地点 A（北緯 26 度 26.6 分 24.8 秒、東経 127 度 54.3 分 58.8 秒）と地点 B（北緯 26 度 26.5 分 20.9 秒、東経 127 度 54.3 分 54.5 秒）を結ぶ直線と海岸線で結ばれた区間 1（面積 7ha）と島西端部の地点 C（北緯 26 度 26.5 分 40.2 秒、東経 127 度 54.8 分 84.8 秒）と地点 D（北緯 26 度 26.5 分 97.9 秒、東経 127 度 54.9 分 68.2 秒）を結ぶ直線と海岸線で囲まれた区域 2（面積 11ha）。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 24 年 1 月 1 日から平成 44 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄本島那覇市の北西約 20km に位置する慶伊瀬島（クエフ島、神山島、ナガンヌ島）通称チービシと呼ばれており、沖縄本島から近くにある無人島である。神山島は灯台が設置されており、アジサシ類の繁殖はわずかである。クエフ島はアジサシ類の繁殖は多いが、台風や荒波により島が浸食を受け島の形が大きく変わり、環境による影響をかなり受ける小島である。

当該区域のある、ナガンヌ島は観光地としても有名であり、夏場には多くの観光客が上陸する。島の周囲はおよそ 4km、長さ約 1.5 km、面積は 28.7ha の細長い形をした島で、島中央には栈橋やコテージが設置されている。

このような無人島という環境を反映して、当該区域はアジサシ類の集団繁殖地で、特にナガンヌ島は日本有数のベニアジサシの集団繁殖地であった。しかし、2000 年代以降、観光地化等によりアジサシの繁殖が激減した。その後、行政、観光業者等によりアジサシ類を始めとする鳥類の保全のため、繁殖期への配慮等の取り組みを実施してきた結果、2002 年にナガンヌで確認数 0 羽まで減少したベニアジサシが、2010 年 28 巣、2011 年に 59 巣まで回復し、繁殖地として重要な区域となっている。

特にナガンヌ島の両端はアジサシ類の営巣が確認されいながら、人の利用が多い場所であり、その生息環境を保全する必要がある。

このため、当該区域はアジサシ類の繁殖地として特に保全を図る必要があることから、集団繁殖地の保護区として、鳥類の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその繁殖地の保護を図るものである。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に務める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、渡嘉敷村や、渡嘉敷村より3島を借用している観光業者と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 19 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 0ha
農耕地 0 ha
水 面 0 ha
その他 19 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）

地方公共団体有地	19 ha	}	都道府県有地	— ha
			市町村有地等	19 ha

私有地等 0 ha

公有水面 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 — ha

自然公園法による地域 — ha

文化財保護法による地域 — ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、沖縄本島那覇市の北西約 20km に位置し、島は周囲およそ 4km、長さ約 1.5 km、面積は 28.7ha の細長い形をした島で、島中央には栈橋やコテージが設置されている。当該区域はその島の両端部にあたる。

イ 地形、地質等

ナガンヌ島は海砂が集まって出来た洲島とそれを取り巻くサンゴ礁から構成される。

ウ 植物相の概要

ナガンヌ島は、砂丘地で高木は存在せず、モンパノキやクサトベラ、所々にモクマオ類が生育している。また、グンバイヒルガオなどの海岸植生がわずかに生育する。

エ 動物相の概要

当該区域でこれまでに生息が確認されている鳥類は、ベニアジサシ、エリグロアジサシ、コアジサシのアジサシ類である。2011 年 7 月 26 日の調査で生息が確認された鳥類はチドリ目カモメ科ベニアジサシとエリグロアジサシでその他ハシブトガラスが数羽確認された。その他、ウミガメが数多く産卵に上陸しており、アジサシ類の繁殖地だけでなくウミガメの産卵地としても重要である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

目	科	種名	種の指定等	
チドリ目	カモメ科	ベニアジサシ	NT	○
		エリグロアジサシ	NT	○
スズメ目	カラス科	ハシブトガラス		○
合計	2目	2科	3種	

イ 哺乳類 なし

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（2002年7月、環境省自然環境局野生生物課）に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物
レッドリスト（平成24年環境省）（ア鳥類）
レッドリスト（平成24年環境省）（イ哺乳類）
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少種
特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

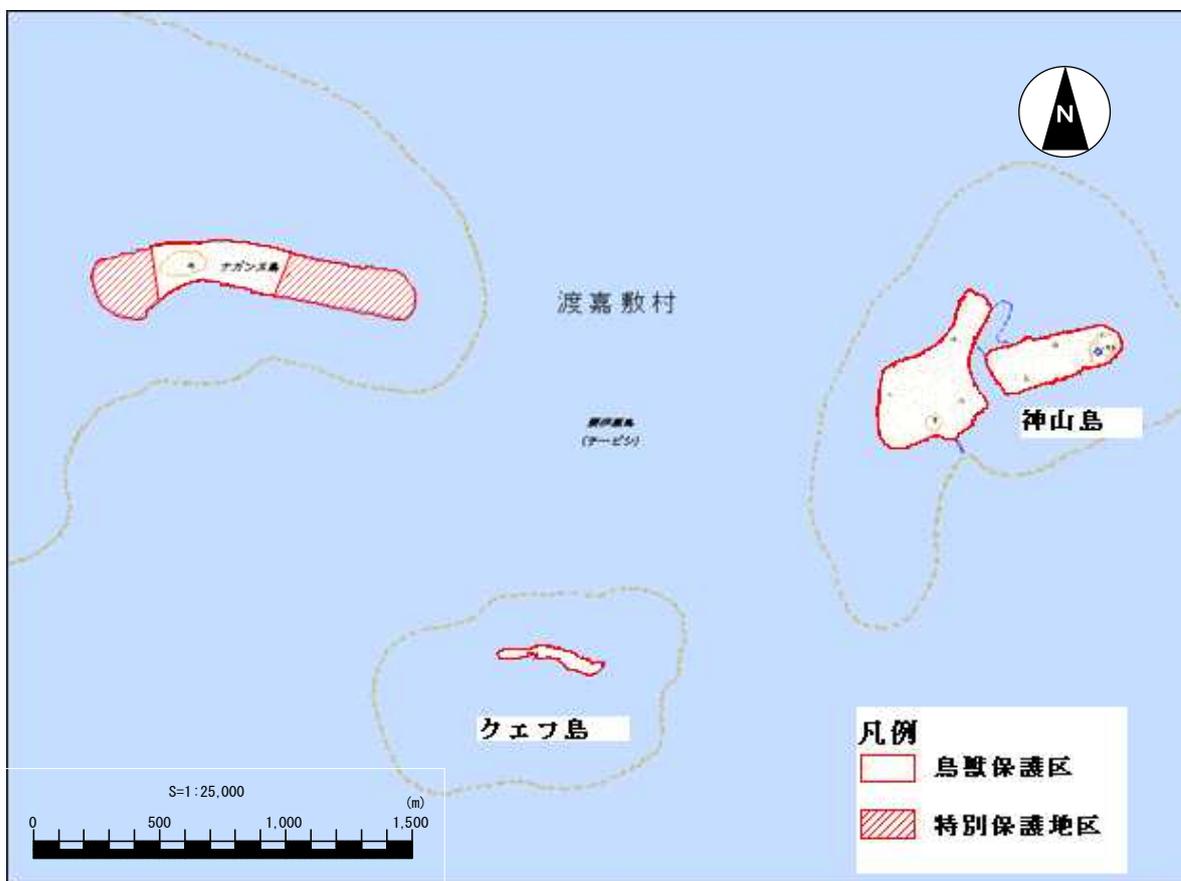
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。
- 6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項
①特別保護地区用制札 2 本



沖縄県指定チービシ鳥獣保護区位置図

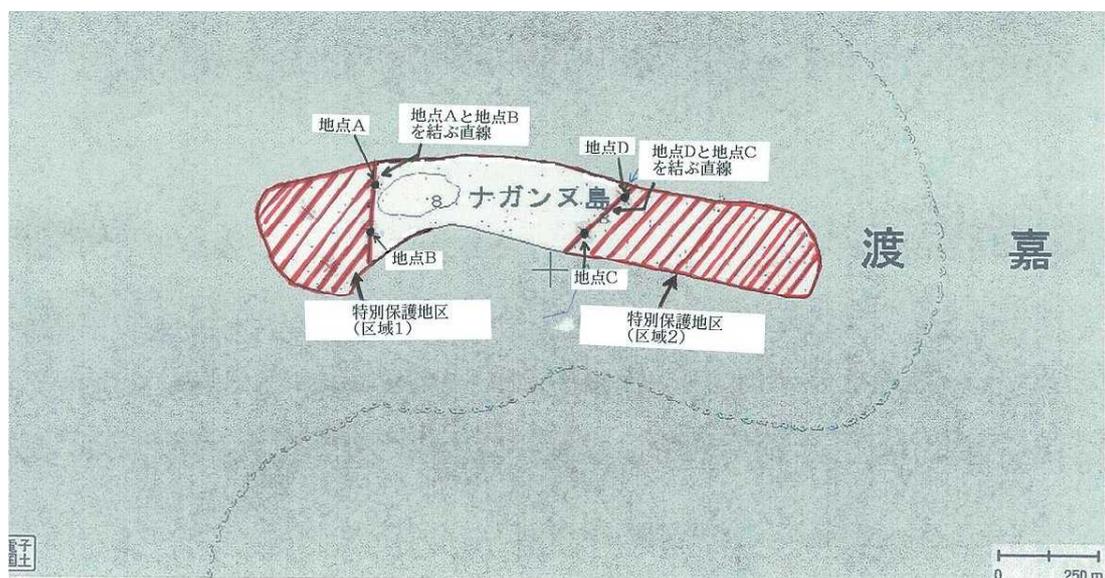
凡例	
チービシ鳥獣保護区(案)	
鳥獣保護区	□
特別保護地区	▨

沖縄県指定チービシ鳥獣保護区区域図（案）



地図 1:30000

特別保護地区 区域説明図



地点 A・・・(北緯 26 度 26.6 分 24.8 秒、東経 127 度 54.3 分 58.8 秒)

地点 B・・・(北緯 26 度 26.5 分 20.9 秒、東経 127 度 54.3 分 54.5 秒)

地点 C・・・(北緯 26 度 26.5 分 40.2 秒、東経 127 度 54.8 分 84.8 秒)

地点 D・・・(北緯 26 度 26.5 分 97.9 秒、東経 127 度 54.9 分 68.2 秒)

地点 A と地点 B を結ぶ線を海岸線まで延長し、海岸線で囲まれる区間 1
(7ha)

地点 C と地点 D を結ぶ線を海岸線まで延長し、海岸線で囲まれる区域 2
(11ha)